

仕 様 書

1 事業名

「多機関・多分野が協働した包括的な支援体制の構築に向けた市町村支援事業」(以下「本事業」という。)

2 事業の背景

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」に向け、平成30年に社会福祉法が改正された。

《 改正の概要 》

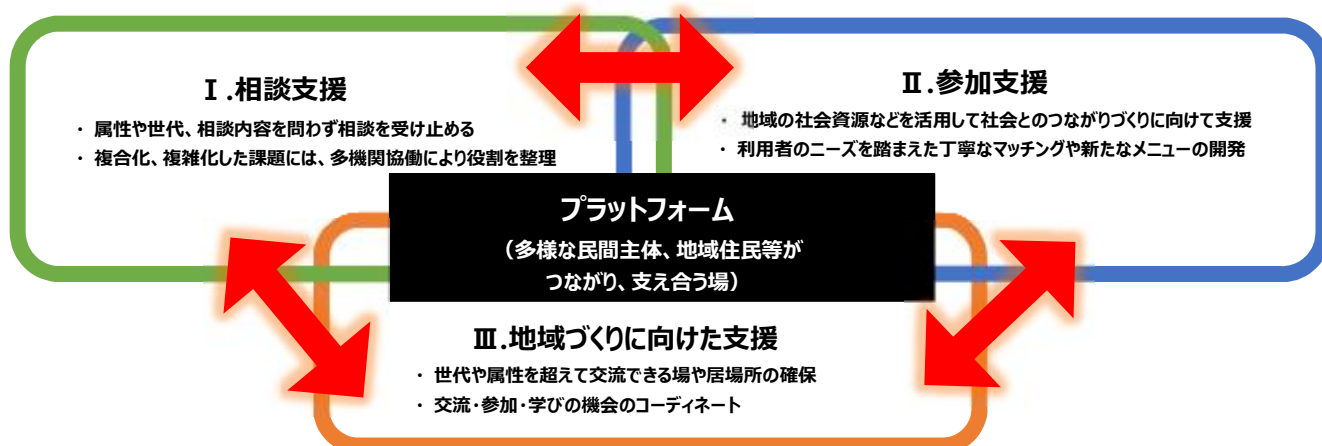
1 地域福祉推進の理念

支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決をめざす

2 市町村は上記の理念を実現するため、次の包括的な支援体制づくりに努める

- ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ・ 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

令和3年には、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が社会福祉法の改正により創設された。



複合化・複雑化したケースや制度の狭間に陥ったケースが、支援の枠組みから漏れ落ちないように包括的な支援体制の整備は重要であり、府内市町村において重層的支援体制整備事業が早期に実

施されるよう、府として市町村支援の充実が求められている。

令和3年3月31日に厚生労働省社会・援護局から発出された「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」で、都道府県の役割が示されている。

- ・ 実施主体である市町村が単独では解決が難しく専門的な知識を必要とする場合や、身近な地域では当事者が声を上げにくい場合などに対応できる広域的な支援体制の構築
- ・ 市町村の実情に応じて、必要な助言、情報の提供その他の援助

また、本府が令和3年8月に重層的支援体制整備事業未実施の大阪府内市町村（41自治体）に行った「包括的支援体制整備状況等のアンケート調査」において、包括的支援体制の整備がすまない要因として、「担い手が不足している（21自治体）」と「体制の構築方法が分からない（15自治体）」が挙げられている。

地域住民の抱える課題は複合化、複雑化しており、支援ニーズも多様化していることから、既存の制度だけでは解決が困難であり、フォーマル・インフォーマルを問わず、切れ目のない支援を住民に対して提供できるよう、市町村は地域の社会資源、担い手を発掘し、様々な主体が協働する支援体制の構築や、広域的な支援体制の整備が課題となっている。

3 事業の目的

「社会的孤立」や「8050問題」など、地域住民が抱える課題が複合化・複雑化する中、高齢・障がい・子どもなど制度の縦割りをなくし、課題を抱える全ての方を対象とした包括的な支援体制の構築のため、府は市町村における「重層的支援体制整備事業」の取組みが進むよう支援する。

本事業は、重層的支援体制整備事業の実施にあたり、市町村の課題に応じた助言や、行政、社会福祉法人、民間企業、NPO法人等の多様な主体や地域住民がつながり、支え合うことができる場（プラットフォーム）の整備に向けたアドバイス、広域的な連携体制の構築に向けたコーディネートなどを行う専門的知見を持つ人員を市町村に派遣し、市町村の円滑な事業実施に向けた支援を行うことを目的とする。

4 事業概要

(1) 委託期間

契約締結日～令和5年3月31日

(2) 委託上限額

4,898,000円（税込み）

(3) 委託項目

受注者は以下の業務を実施すること。なお、本事業を推進するに当たって、本府の運用負担の減少等を目的とする変更提案を行うことは妨げない。

ア 市町村等への支援

重層的支援体制整備事業の実施に向けて、市町村の課題の把握・分析を行い、市町村の課題に

応じた技術的助言や、多様な主体が参画するプラットフォームの整備への支援について地域の実情を踏まえた具体的方策の提案など、適切な助言ができる専門的知識を有したアドバイザーを市町村等に派遣する。

【提案を求める事項】

- ・ 包括的支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の実施にあたり、市町村の課題に対して支援を行うための体制（アドバイザーの資格、実績、従事年数）
- ・ 府内市町村の重層的支援体制整備事業の取組み状況や、課題を把握するためのヒアリングの方策
- ・ 提案者の有するネットワークや資源を活かした、多様な民間主体、地域住民等がつながり支え合う場（プラットフォーム）の整備についてのアイデア及び本事業終了後も市町村等の担当者が主体的、継続的に取り組む工夫（留意事項）
- ・ 市町村の課題把握のヒアリングについては、10市町村程度とすること。
- ・ ヒアリング先については、契約締結後に府と協議の上、決定すること。
- ・ 社会資源の把握や、社会福祉法人、民間企業、NPO法人等の多様な主体とのつながり支え合う場（プラットフォーム）の整備に向けた提案については、特に府として重視する項目である。なお、包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に関する府の報告書を踏まえた、新たなアイデアとすること。

※「包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に関する研究会」

https://www.pref.osaka.lg.jp/chiiki/fukushi/houkatsu_kenkyuukai/index.html

イ 広域的な連携体制の構築

単独の市町村では包括的に支援することが難しい、居所の移動等の特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、当事者が通う高校・大学等の所在市町村と家族への支援を行う居住地が異なることも想定されるヤングケアラー、このほか身近な地域では声を上げにくいケースなどについて、複数の市町村が連携し支援ニーズに沿ったサービスが提供できる広域的な体制を市町村とともに構築していくコーディネートを行う。

【提案を求める事項】

- ・ 居所の移動を伴う等の市町村をまたがるケースについて、支援調整を行うための人材・体制（コーディネーターの資格、実績、従事年数）
- ・ コーディネートを行う際に、市町村等の担当者同士が円滑なコミュニケーションを図れる関係性を構築し、広域的な連携体制を構築するための具体的な手法・手順

ウ 包括的支援体制構築に向けた府への協力

受注者は府が主催する重層的支援体制整備事業に関する研修等に参加するとともに、ヒアリング等で把握した市町村の共通課題や収集した好事例の情報提供等、府の求めに応じて研修等の企画立案への協力をすること。

このほか、本事業を効果的・効率的に実施するためのオリジナリティある取組みの提案や、広域行政である府としての立ち位置を踏まえ、より効果的な市町村支援のあり方について、最終報告において提言を行うこと。

【提案を求める事項】

- ・ 府が主催する研修や会議等（年 10 回程度）への協力内容
- ・ 本事業を効果的・効率的に実施するためのオリジナリティある取組み
- ・ 各委託項目で把握した市町村の課題を踏まえ、今後、府が実施すべき市町村支援のあり方を提言する方針

(4) スケジュール

令和 4 年 5 月～ 契約締結後、委託者と協議の上、業務開始
 令和 4 年 10 月末 ヒアリング結果取りまとめ
 令和 5 年 3 月末 報告書の提出

5 成果物

納品を求める成果物及び納期限を以下に示す。

(1) 成果物

以下の提出物を作成し、履行期間終了までに紙媒体及び加工可能な電子データを各 1 部納入すること(※書式は自由とし、原則 A 4 版での作成とする)。

- ・ 納入期限…令和 5 年 4 月 28 日（金）

納品を求める成果物

No.	名称	提出期限
1	業務実施計画書	契約締結後 7 日以内
2	アドバイザーによる助言事項（要点のまとめ）	随時作成の上、最終報告
3	コーディネーターによる支援調整の実績	随時作成の上、最終報告
4	市町村ヒアリングによる課題の分析	10 月末 ※最終報告時は時点修正
5	広域的な支援調整の手法・手順	最終報告
6	府が主催する研修等への参加実績と協力内容	最終報告
7	効果的な市町村支援のあり方について府への提言	最終報告
8	業務完了報告書	令和 5 年 3 月 31 日
9	月次報告書（日常業務支援に関する実績、業務実施計画書の進捗状況）	前月分を翌月 10 日まで

10	議事録 ※ポイントのみ箇条書き	打合せ終了後 2 開庁日以内
	(以下、空白)	

(2) 成果物の承認について

納品の際は、府職員に納品物の内容を説明した上で検査を受け、承認を得ること。承認が得られない場合は納品物を修正すること。

(3) 成果物の帰属について

納入物件として指定する作成物及び委託作業に付随して発生する成果物は、特に定める場合を除き、すべて府に帰属する。

6 その他

(1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について

本来は対面で行う打ち合わせやヒアリングについて、受注者と府あるいは市町村の利用環境が整えばオンライン会議システムを活用したヒアリングも可能とする。

契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う業務が追加で発生した場合、受注者からの申し出を踏まえ、受注者と府において、契約金額の変更、事業実施計画の見直しのための協議を行う。

この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受注者と府での協議を踏まえ適切に対応する。

(2) 疑義等の決定

本事業の実施に当たり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、受注者と府で協議の上、事業を実施する。